

食 品 安 全 委 員 会 第 121 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 17 年 11 月 24 日 (木) 14:00 ~ 15:15

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に つ い て

・ 動 物 用 医 薬 品 4 品 目 に 関 す る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）の再審査に係る食品健康影響評価について

 豚流行性下痢生ワクチン（日生研 PED 生ワクチン）の再審査に係る食品健康影響評価について

 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤（水産用ポトチーム）の再審査に係る食品健康影響評価について

 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの食品健康影響評価について

(2) 食 品 安 全 基 本 法 第 23 条 第 1 項 第 5 号 に 基 づ く 調 査 審 議 に つ い て

・ 食 品 中 に 残 留 す る 農 薬 等 に 関 す る ポ ジ テ ィ ブ リ ス ト 制 度 の 導 入 に つ い て

 (厚 生 労 働 省 か ら 説 明)

(3) 食 品 安 全 モ ニ タ ー か ら の 報 告 (平 成 17 年 10 月 分) に つ い て

(4) そ の 他

4 . 出 席 者

(委 員)

 寺 田 委 員 長、寺 尾 委 員、小 泉 委 員、坂 本 委 員、中 村 委 員、見 上 委 員

(説 明 者)

 厚 生 労 働 省 藤 井 大 臣 官 房 参 事 官

 厚 生 労 働 省 伏 見 基 準 審 査 課 長

(事 務 局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

- 資料 1 - 1 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）の再
審査に係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンに係る食品健康影響評
価について
- 資料 2 - 1 食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について
- 資料 2 - 2 11 月 17 日に行われた食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審
議における意見への対応について
- 資料 2 - 3 ポジティブリスト制度関係の告示案について
- 資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 17 年 10 月分）について

6．議事内容

- 寺田委員長 ただいまから食品安全委員会第 121 回の会合を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席されています。

また、厚生労働省から伏見基準審査課長、後ほど藤井参事官も御出席の予定でございま
す。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第
121 回会合）議事次第」というのがありますので御覧ください。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
の再審査に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 が「マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンに係る食品健康影響
評価について」。

資料 2 - 1 が「食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について」。

資料 2 - 2 が「11 月 17 日に行われた食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査
審議における意見への対応について」。

資料 2 - 3 が「ポジティブリスト制度関係の告示案について」。

資料 3 が「食品安全モニターからの報告（17 年 10 月分）について」であります。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。動物用医薬品 4 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了いたしております。

まず初めにオフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 それでは、資料 1 - 1 を御覧いただきたいと思います。

「オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）の再審査に係る食品健康影響評価について」でございますが、これについては 1 ページ目を御覧いただきたいと思います。と思いますが、本年 9 月 22 日～10 月 19 日までということで、国民から意見・情報の募集を行いました。

御説明に入る前に訂正がございますので、それをさせていただきたいと思います。委員の方には既に修正されている部分がございますが、13 ページの上から 8 行目になります。「跛行と運動性の低下が 20 mg 投与群の 2 頭（2 / 3）で投与 7 - 8」と書いてありますが、7 - 8 の後に「日」を入れていただきたいと思います。

もう一つ訂正でございますが、最後から 2 ページ目でございます。「参考」というところで、意見・情報の募集のところでございますが、この左のページの一番上のところですが、けれども「3. 提出状況」が「2 通」となっておりますが「1 通」に訂正をお願いしたいと思います。

最後のページの部分の「参考」を御覧いただきたいと思いますけれども、既にオフロキサシンの評価の概要については前回御説明をしておりますので、それについては省略させていただきまして、今回のパブリック・コメントについての意見・情報の概要とそれに対する専門調査会の回答案について御説明をしたいと思います。

まず第 1 ですが、2005 年 7 月、米国 F D A はオフロキサシンと同じフルオロキノロン剤であるエンロフロキサシンの家禽への承認の取り消しを命じた。これはカンピロバクター感染症の多くが家禽由来であること、そしてフルオロキノロン耐性のカンピロバクターが、エンロフロキサシン承認後増加していることによるものである。オフロキサシンは、エンロフロキサシンを含む他のフルオロキノロン剤と交差耐性を示す。フルオロキ

ノロン剤はカンピロバクター症をはじめ重篤感染症の治療薬として必須であり、諸外国でヒト臨床上最も重要な薬剤に分類されている。食品安全委員会は耐性菌問題については別途ワーキンググループで検討を進めている。しかし、フルオロキノロン剤の家禽への承認を取り消したFDAの決定は重大であり、本剤については耐性菌問題をリスク評価の重要な観点のひとつとして評価書に盛り込むとともに、国内でのフルオロキノロン剤の家禽への使用の是非について、議論すべきである。さらに、キノロン剤耐性菌は国内でも増加の報告があり、食品安全委員会としてサーベイランスの実施の勧告を考慮すべきであると考える」。

「専門調査会の回答」でございますけれども「。オフロキサシンの耐性菌問題については、食品中に残留した薬剤の影響とは違った視点から実施されるものであり、必要とされる情報、評価方法とも異なることから、現時点で入手している情報から評価をすることはできません。しかしながら、当専門調査会においても検討課題であると十分に認識しており、評価に必要な資料の提出を求めているところです。また、これが明確になるよう別途のリスク評価が必要である旨を明記しました。ご指摘のFDA情報についても入手しておりますが、わが国ではキノロン剤の使用状況、耐性菌の発生状況等が米国とは異なるため、国内外からさらに情報を入手し、検討を実施することとしています」。

この点につきましては、ページでいいますと最初から2ページ目を御覧いただきたいと思います。これはオフロキサシンの製剤の部分の食品健康影響評価についてのところでございますけれども、2ページの「3. 再審査に係る評価について」ということで2つ分かれて書いてございますが、前回は薬剤耐性菌に関わる部分についてはなお書きということで、なお本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については、今後別途検討されるべきであるという形で記載されておりましたけれども、パブリック・コメントを受けて、専門調査会でも御議論いただきましたが、これについては「3. 再審査に係る評価について」の「2) 薬剤耐性菌に係る評価について」ということで、項を新たに設けました。そして「本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要がある、これについてはなお検討中である」ということでございます。したがって、前回もそうでしたが「再審査に係る評価について」という3の項のところでは、薬剤耐性菌に関わる部分については評価が終了していないということでございます。

もう一度後ろのページの「参考」のところに戻っていただきたいと思いますけれども、次にまたパブリック・コメントについての概略ということで、2番、3番、4番について

御説明したいと思います。

「○鶏の残留試験データについて」ということで「オフロキサシンの鶏における残留データとして7日間経口投与試験の結果が引用されている。試験は2種行われており、結果は休薬期間内にそれぞれ0.02 ppm、0.05 ppmの定量限界未満となった。だが、現在整備が進められている農薬・動物用医薬品等のポジティブリスト制度（最終案）では、オフロキサシンは鶏について0.05 ppmの暫定基準が設定されていることから、定量限界が0.05 ppmの分析法では残留試験の情報として不十分であると考ええる。また、上記試験結果については未公表文献からの引用であり、評価書からだけでは詳細が読み取れない。薬剤濃度の経時変化や挙動、残留濃度またはその個体間のばらつきなどが把握できるよう、詳細を記載していただきたい」。

もう一つは3番目ですけれども「○暴露評価の必要性について」ということで「リスク評価は、ADIを算定することにとどまらず、残留データなどから暴露評価を行い、それらを総合してリスクを判定することが求められる。JECFAは、ADI設定とともにMRLの勧告を行い、それらに基づき薬剤のADI比を評価している。その際用いる食品消費（摂取）量の設定には、人の健康保護の観点に沿った慎重な姿勢を示している。食品安全委員会はJECFAの見解をもとに食品摂取量設定の指針を示すとともに、リスク管理機関がMRLを設定する際にその妥当性を判断するための薬剤のADI比を示すべきである。フルオロキノロン剤のようにADIが比較的小さい薬剤についてはMRL設定に向けての情報や分析法の妥当性を評価することの重要度も増す。そのためには、残留データ、分析法に関する情報についての検討結果も評価に盛り込むことが必要であると考ええる」。

これにつきましては「○専門調査会では残留基準（MRL）設定のためのADI設定について審議を行っており、それに基づく残留基準の設定についてはリスク管理機関の所管となります。管理の観点からの残留試験の定量限界やその分析法については残留基準設定時にリスク管理機関において詳細に検討されるものと考えております」という回答案でございます。

最後になりますけれども、4番目として「○リスク管理機関への勧告について」ということで「オフロキサシンは上述したとおり耐性菌の発生が懸念され、家禽への使用は望ましくない。特に飲水添加での使用方法では耐性菌の産生を防ぐことが難しいと思われる。現在、本薬剤の使用に当たっては、感受性の確認を行うこと、第一選択薬が無効の症例のみに使用することという制限がされており、慎重な管理が要求される。しかし、この間、動物用医薬品の無許可販売の実態が報道され、適正な管理が行き届いていない状況が明る

みになった。改めて、リスク管理機関である農林水産省にオフロキサシンを含む動物用医薬品の適正かつ慎重な使用を行うよう注意喚起していただきたい」。

これについては「○管理の徹底の必要性につきましては、そのような御指摘がありましたことを管理機関にお伝えします」。

以上のようなことで、コメントに対する回答案ということで専門調査会の回答ということでございました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しましては、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては動物用医薬品専門調査会の結論と同じでございますが、「オフロキサシンのA D Iは0.05 mg/kg 体重/日。ただし、御意見をいただいたことに関しましての薬剤耐性の検討は引き続きやる」ということでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして豚流行性下痢生ワクチンにつきまして説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料1 - 2を御覧いただきたいと思います。

「動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について」ということで、豚流行性下痢生ワクチンと塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤についてでございます。

これについては、まず3ページ目を御覧いただきたいと思いますのですが、豚流行性下痢生ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価については、この評価結果案につきまして、3ページの上のところでございますけれども、9月22日～10月19日ということで国民からの意見・情報の募集を行っております。

○寺田委員長 ページ数がいろいろあるんですが、3ページというのはどこですか。

○國枝評価課長 失礼しました。1と3と書いてある下の方を御覧いただきたいと思います。下の方をとっていただければと思います。

○寺田委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

○國枝評価課長 3ページのところを御覧いただきたいと思いますけれども、本年9月22日～10月19日まで行っております。

評価結果案については、前回概略を御説明していますので、ちょっと省略させていただきまして、6ページ目を御覧いただきたいと思いますのですが、パブリック・コメント中の御意

見・情報というのはございませんでした。したがって、評価結果案については、このまま確定をさせていただければと思っております。

次に7ページ目からでございますけれども「塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤（水産用ポトチーム）の再審査に係る食品健康影響評価について」でございますが、これについては次の8ページ目を御覧いただきたいと思います。9月22日～10月19日ということで、国民の意見・情報の募集をしております。

9ページ、10ページは、評価結果の案でございますが、これは前回御説明しておりますので省略させていただきます。

11ページでございますけれども、本件については1件御意見をいただいております。内容は「○リゾチームの海外での評価について」ということでございますが「リゾチームは、EFSA（欧州食品安全機関）において食品添加物として評価されている。そこには、食品添加物としての用量で、卵アレルギー患者に症状を誘発しうることが掲載されており、食物における残留量とアレルギー患者への影響についてさらに調査が必要であるとしている。本評価書においては、まだいにおけるリゾチームの動態、作用機序については溶菌活性が投与1日以内に速やかに消失することが示唆されているとの記載のみであり、残留など詳細が不明である。リゾチームは広く生体、食品に含まれる物質ではあるが、アレルギー誘発の閾値は未解明であり、本剤が適正に使用されなかった場合、卵アレルギー患者にとって危害となる可能性も考えられる。リゾチームに慎重な姿勢を示したEFSAの評価について、考え方をお聞かせいただきたい」ということでございます。

これに対する「専門調査会の回答」ですけれども「○卵白リゾチームがアレルゲンとして認識されていることは承知しており、評価書にも記載しています。ご指摘のEFSAの評価は数百ppmの用量で直接食品に添加され、残留実態も不明瞭であることを踏まえたものです」。ここには具体的に書いてございませんが、これは実際にチーズについて発酵を止めるということで加えられているものでございます。

「一方、本剤については直接食品に添加されるものではなく、さらに一般にリゾチームの存在を確認するために用いられる溶菌活性を指標とした残留試験の結果から、リゾチームは投与1日以内にはまだいの体内から消失することが示唆されるように、状況が異なっています。また本剤は平成9年に承認され、その後6年間使用されておりますが、その間安全性に係る新たな知見の報告は認められておらず、当製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えています」。

以上のようなことをパブリック・コメントについての専門調査会の回答ということにさ

せていただきまして、文章中の変更はないということで確定をしたと考えております。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの豚流行性下痢生ワクチン及び塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤につきましての記載事項、あるいは説明内容につきまして、何か御意見ございますでしょうか。ないですね。

そういたしますと、2つの件につきましては動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「提出された資料の範囲においては、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。」それでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次はマラカイトグリーンですね。マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンにつきまして、説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料1-3を御覧いただきたいと思います。「マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンに係る食品健康影響評価について」でございます。

これについては、めくっていただきまして4ページ目でございますけれども、上の方に書いてございますが、本年10月13日～11月16日ということでパブリック・コメントの募集を行っております。

5ページ以降は評価書の評価結果案でございますが、これについては前回御説明しておりますので、省略させていただきまして、17ページを御覧いただきたいと思います。御意見を1ついただいております。

「○マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの毒性に関する知見は限られているものの、これらが遺伝毒性発がん物質であることを示唆する結果から、ADIを設定することは適当でないとした貴委員会の評価を支持いたします。評価書(案)に記載されているように、マラカイトグリーンは生体内で還元され、より毒性が強く、残留期間の長いロイコマラカイトグリーンを生じます。しかし、現在、代謝物であるロイコマラカイトグリーンに対する法規制はなく、また厚生労働省により通知されている『養殖魚に対するマラカイトグリーンの分析法』では、可視吸収域を持たないロイコマラカイトグリーンの分析はできません。本年8月以降、国内でも中国産鰻においてマラカイトグリーンの検出が相次いでいますが、上記のとおりロイコマラカイトグリーンを含めた残留基準値が設定されておらず、また分析法が規定されていないため、輸入検疫におけるモニタリング検査などでの違反を発見できなかったことも類推されます。EUではマラカイトグリーン及

びロイコマラカイトグリーンの和として 2 µg/kg の MRPLs が設定されており、RASFF（早期警戒システム）ではロイコマラカイトグリーンのみの残留摘発事例も多数報告されています。食品安全委員会はリスク評価結果と輸入魚におけるマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの残留実態にもとづいたリスク判定をしてください。また、厚生労働省に対して、両物質には一刻も早く不検出の基準を設定すること、合わせて高感度な分析法を整備することを提言または勧告してください」。

これに対する「専門調査会の回答」ですが「○平成 17 年 9 月 22 日の第 112 回食品安全委員会において、厚生労働省より、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについて、食品安全委員会から『ADI を設定することは適当でない』との答申を受けた場合、『不検出』の基準を設定するとの説明を受けておりますので、適切な管理措置がとられるものと考えております。また、平成 17 年 11 月 21 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、正式に『不検出』との基準案が提示されたところです」。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告あるいは記載事項に関しまして、どなたか御意見ございますでしょうか。

それでは、動物用医薬品専門調査会と同じ結論となりますが、「げっ歯類における発がん性が示唆され、遺伝毒性も否定できないマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンに ADI を設定すること適当でない。」ということによろしゅうございますね。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審議について」であります。「食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」は、先週の委員会で厚生労働省より説明がありましたが、本日はそのときに出ました意見、質問を踏まえまして、厚生労働省で再度整理をしたものについて説明があります。

それでは、厚生労働省の伏見基準審査課長よろしく願いいたします。

○伏見基準審査課長 よろしく願いいたします。

本件に関しましては、お手元の資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3 と 3 つございます。

まず、資料 2 - 1 が前回説明をさせていただくのを使用いたしました資料でございます。

資料 2 - 2 というのがございまして、これは前回こちらでの御指摘、御議論をまとめて、あるいは当日私の方から申し上げたことも改めて整理いたしまして文章化させてい

いただいたものということでございます。

ということで、まず資料２－２に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

資料２－２でございますけれども、まず当日の主な御指摘、御議論ということで３点あったかと理解しております。

１つは「食品健康影響評価依頼計画について」。

２つ目が「分析法について」。

３つ目が「これまでに行った意見交換会等における主な意見とその対応について」ということであるかと思えます。

まず１点目でございますけれども「食品健康影響評価依頼計画について」ということでございます。これにつきましては資料２－１と若干重複する部分もございますけれども、資料２－２に沿って御説明をさせていただきます。「（１）優先物質の考え方」ということでございまして、これについては大きく分けて３つカテゴリーがあるだろうということでございます。

１つはＪＭＰＲ、ＪＥＣＦＡ等の国際リスク評価機関で１日許容量（ＡＤＩ）は設定できないと評価されたもので、暫定基準を設定した下記の物質については優先物質として評価を依頼させていただくということでございまして、これにつきましては、そこに記載の５物質を記載させていただいております。

２つ目のものとしては、厚生労働省がこれまで実施し、また今後も実施するでありましょうマーケットバスケット調査に基づきまして、優先物質を選定するというふうに申し上げたわけでございますけれども、その選定につきましては、選定方法も含め専門家の検討を踏まえ対応させていただきたいと思っております。

これにつきましては、例えばマーケットバスケット調査の結果で、摂取量がＡＤＩ比の何％のところをもってこちらに御相談、要するに評価依頼をさせていただくかどうかということも含めて、私どもの方で専門家の検討するプロセスを設けたいと考えております。

したがって、現時点で具体的な物質名、あるいは物質数を正確に明示することはできないわけですが、ただ、いずれにしましても、これは早急に検討を進めまして、評価依頼の予定を提出させていただきたいと思っております。

３番目は、発がん性等の新たに重要な毒性知見が得られたものについてですが、この場合につきましては、現時点で該当する物質はございません。これにつきましては、今後内外のいろんな情報が入ってまいりますので、その結果、これに該当する物質が出てくることがあるかと思っておりますので、またそのときに改めてお願いをさせていただくことがある

うかということでございます。

「（２）優先物質以外の物質の考え方」ということでございますけれども、優先物質以外の物質につきましては、農薬、動物用医薬品、飼料添加物のそれぞれのカテゴリーごとに私どもの方で専門家の検討を踏まえ、こちらにお願いするものを選定させていただきたいと考えております。

具体的に平成 18 年度の評価依頼の予定につきましては、これも早急に検討をいたしまして、食品安全委員会事務局に予定を提出させていただこうと考えております。

２点目でございますけれども「分析法について」ということでございます。これも暫定基準を設ける化合物の数に対して、分析法の告示ができていないのではないかという御指摘でございました。この 11 月末時点での明らかにできる分析法の数につきましては、529 と申し上げたわけでございますけれども、これにつきましては、告示の公布後あるいはその後、施行になった後も引き続き開発を進めていくということで、１つでも多く分析法を整備してまいりたいと考えております。

３点目でございますけれども、これまでに厚生労働省が意見交換会、あるいは国民からの意見募集を行ってまいったわけでございますけれども、そのときにどのような意見があって、どのように厚生労働省として対応したかということを説明するようにという御指摘だったと思います。

これにつきましては、次のページを御覧いただきたいと存じます。

まず「食品に残留するポジティブリスト制度に関する意見募集、意見交換会における意見等の状況」で資料をまとめさせていただいておりますが、１番目は「暫定基準等の最終案に対する意見募集における意見等」ということでございます。これは今年 6 月～ 8 月に暫定基準等の最終案に対する意見募集を行いました。これは W T O 通報も含んでおります。その結果といたしまして、139 の個人及び団体等から 344 の意見が寄せられております。募集期間は、そこに記したとおり、6 月～ 8 月にかけてということでございます。

２点目は「意見交換会における意見等」ということでございまして、これは厚労省主催の分だけでございますけれども、17 年 4 月以降、全国 5 か所で意見交換会を開催しております。これまでに参加者等から 114 の意見が寄せられております。各地区での件数の内訳は、そこにお示ししたとおりでございます。

「内容別の意見数」として下の表にまとめさせていただいておりますけれども、内容といたしまして 12 のカテゴリーに分けさせていただいております。

簡単にそれぞれどういうカテゴリーかと申し上げますと「本制度全般について」という

ことで、例えば農薬とか動物用医薬品を対象とするのがポジティブリスト制度でございますけれども、御意見として農薬の類縁物質のようなものも規制の対象とすべきではないだろうかとかというような御意見がこういったところがございます。

2番目の「『不検出』とする物質について」ということでございますけれども、例えばこの場合ですと不検出とする物質についてどういう判断基準で選んだのかというような御意見、御質問がございます。

3番目の「いわゆる暫定基準について」ということでございますが、これは例えば複数の国の基準を暫定基準に採用する場合に平均値をとっておりますけれども、平均値ではなくて最大値をとるべきではないか、あるいは最小値をとるべきではないかというような御意見がございます。

4番目の「加工食品の取扱いについて」というのは、これは加工食品の場合の残留農薬に関しての食品衛生法への適合性の判断はどうするのかというような御質問でございます。

5番目の「個別の農薬等の暫定基準等について」は、個々の農薬の個々の作物についてそれぞれ基準案をお示ししたわけで、それに対してもうちょっと数字を変えてほしいというような御意見でございます。

右の方を御覧いただきますと、意見募集のところで131、意見交換会のところは0ということでございまして、それぞれ関係する業界団体の方等からの御意見がどちらかと言えば意見募集の方で集約されますので、こういった数字になっているのかなと考えております。

6番目は「一律基準について」。例えばいろんな作物に一律に0.01という基準を置くのはおかしいのではないかと御意見もここにございました。

7番目として「対象外物質について」ということで、個別にこういったものも対象外物質として採用してほしいとの御意見等でございます。

8番目の「現行の残留基準の取扱いについて」ということで、これは現行の基準をこの際ポジティブリストに併せて変更してほしいとの御要望でございますけれども、現行基準につきましては、今回ポジリスの制度の中では触らないということにしておりますので、そういうお答えをしております。

9番の「分析法について」は、早く整備してほしいとの御意見等でございます。

10番目の「本制度に係る今後の予定について」ということでございますけれども、これは例えば施行後に暫定基準をどのようにして見直していくのかというような御意見、御質問でございます。

11 番は「本制度施行後の監視指導について」ということで、例えば国あるいは都道府県でどのような体制で臨むのか。あるいは業者の方が自主検査をする場合にどのように考えればいいのかという御質問であります。

「その他」といたしましては、リスコミをもっとしっかりやるべきというようなところがございました。

次の 2 ページにわたりまして、具体的にそれぞれのカテゴリーの中から 1 つないし 2 つ選びまして、御紹介させていただいております。

御覧のとおりでございますが、まず一番上の部分はしっかりやってくださいという御意見でございます。

2 番目は不検出を選定した基準が明確ではないということですが、これにつきましては、従前から不検出としていた物質、コーデックス等の国際機関で A D I が設定できないと評価されている物質、国際機関において A D I が $0.03 \mu\text{g/kg/day}$ 未満であるとされた物質を選ぶというように御説明させていただいております。

3 番目が平均値をとることについての御質問でございますけれども、これまでも御説明を申し上げますように、複数の基準がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されているということから、平均値を採用したという御説明をしております。

カテゴリー 4 でございますが、加工食品の適合性をどのように考えればいいのかということでございますけれども、特に加工食品として暫定基準が置かれていないものに関しましては、回答の真ん中辺りから、原材料比や水分含量などを用いて換算した結果と原材料で定められた基準を比較することで、違反の蓋然性を判断いたしますということを申し上げます。

個別の基準につきましては、非常に個別特異的な話ですので、ここでの例示は省略させていただきます。

5 か国の基準を暫定基準として採用したいわけですが、5 か国以外の国々の食品に対して非関税障壁になっているのではないかと。そういった意味で、一律基準も非関税障壁とは言わないまでも農薬の使用制限に当たるのではないかとというような御意見でございます。

これにつきましても、ポジティブリスト制度の趣旨を御説明させていただいて、暫定基準とはいいいながらも一定の科学的な評価に基づいた基準を採用したということで、今回こういった平均値、5 か国の基準を参照にしたということを申し上げます。

一律基準につきましては、基本的に参照とした範囲内あるいは我が国の状況から見ても、

使用されていない農薬と作物の組み合わせに対して一律基準を置いておりますので、そもそも使用制限には当たらないのではないかと申し上げます。

一番下の 8 番目は、現行基準の改正の件です。今回は対象としておりませんということでございます。

次は裏側のページでございますけれども、一番上が分析法でございまして、早期確立、公開ということでございまして、これにつきましての状況は 8 月 25 日にこれまでのところを公開しておりますけれども、引き続き整備の努力をしていくということでございます。

10 番目は十分な周知期間を置いてほしいということでございまして、これは確かに大きな制度改正でございますので、十分な周知期間として 6 か月は置かせていただきますし、2 年以上前の段階からいろんな形で御意見の募集とかリスコミの機会を行ってきたということを申し上げます。

11 番目がポジティブリスト制度導入に対して、検疫時のシステムはどうするのかということでございますけれども、輸入食品の検査体制につきましては、ポジティブリスト導入を踏まえて、検疫所におけるモニタリングの検査項目を拡大するという事等をお答えさせていただいております。

一番後ろでございますけれども、前回もこちらで少し御議論に出たかと思っておりますけれども、農業者や納入業者に対して農薬の残留分析データの提供が非常に強く求められるのではないかと御心配、危惧でございます。答え方といたしましては、ポジティブリスト制度というのは、食品に残留する農薬等の分析を業者の方に義務づけるものではなくて、分析は残留の可能性、蓋然性などに基づいて御判断いただくものではないかというラインでお答えをさせていただいております。

資料 2 - 1、2 - 2 に関しましては、以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ。

○中村委員 1 つだけちょっと補足して教えていただきたいんですけども、3 番目の意見交換会に出た主な意見と対応ですけれども、これは 11 番になるんですかね。施行後の監視指導ということで、対応の方で「検疫所におけるモニタリング検査（年間計画に基づく検査）の検査項目を拡大することを予定しています」とありますが、これは平成 18 年度から実施するということですか。

○伏見基準審査課長 現在もモニタリングはやっておりますけれども、18 年度から項目等

を拡大、拡充するということを考えています。

○中村委員 検査項目というのは、例えばどういうものですか。モニタリング対象の数も増やして、検査項目も拡大するということなんでしょうか。その場合にどういう項目を拡大するのか、わかる範囲で構いませんので教えてください。

○伏見基準審査課長 ちょっとお待ちください。

失礼しました。検査項目というのは、検査対象とする農薬の種類もありますし、いろんな食品に使われる可能性がありますから検査対象とする食品の種類の間方あるうかと思えます。基本的にそれらを拡大するということでございますけれども、いずれにいたしましても年間計画というのをとりまとめることになってまいります、今のところ私のところで具体的に細かいことを申し上げられる状況にはございませんけれども、基本的にはそういった農薬の数とか食品の種類を拡大するということになるうかと思えます。

○寺田委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○寺田委員長 ほかにございませんか。どうぞ。

○寺尾委員 質問ではないんですけれども、参考意見です。

今、分析法は500幾つかできていますね。多分標準物質を使った分析法というのは随分あると思えますけれども、これまでに何回か言っているんですけれども、これは結局試薬を売っている会社が標準物質として売ることになりますね。そのときに自由に各会社が標準物質ということを経榜して売ることになると、将来非常に混乱が生じてくる可能性があるんです。やはり何らかの形で国が標準物質であるということのお墨付きを与える必要があるのではないかなという気がするんです。というのは、医薬品の標準物質というのは随分たくさんありますけれども、これはみんな厚生労働省のお墨付きが付いて売っているわけなので、何らかの形で国のお墨付きを与えるようなシステムを考えただけると将来混乱が生じないのではないかなという気がいたします。というのは標準物質によりまして、判断がプラスかマイナスか逆転する可能性があるんです。ですから、そのところは慎重にやらないとまずいと思えますので、参考までに申し上げます。参考になるのは、医薬品の標準物質のやり方が1つのやり方ではないかなと思います。そのとおりにしるとは申し上げますけれども、一番やりやすい方法でやればよいと思えます。

○寺田委員長 どうぞ。

○伏見基準審査課長 ありがとうございます。

医薬品と同じような形、同じようなシステムがつくれるかどうかというのは、医薬品の

方もこれまでの歴史もあることですので直ちに同じようなことができるかどうかという自信はございませんけれども、いずれにしましても、標準品に関しましては、こういったところで入手することができるんだというような情報を関係の方にお示ししていきたいと考えております。勿論それに当たりましては、厚生省の幾つかの医薬品の分析法を開発したりしている研究機関がございますので、そういったところの研究者とも相談をしつつ、少なくとも医薬品と同じ形にならないにしても、できるだけ適切な形で関係の方に情報提供していけるようにしたいと考えております。

○寺田委員長 よろしいですか。

○寺尾委員 はい。

○寺田委員長 ほかにございますか。

ポジティブリスト制度に関しましては、私どもの委員会で４月に意見を申し上げて、前回と今回の２回にわたって、それに対するお答えをいただいたということですが、このうちリスク評価依頼計画につきましては、意見の２にありますとおり当委員会の了承を得ることということがあります。

これまでの議論を踏まえますと、資料２－１の２ページの「食品安全委員会からの意見」の２のところにあります了承を得ることということで、今いろいろ議論をしていただいたわけですが、私ども委員会側といたしまして、準備が可能となるように具体的な物質を明示していただいて十分な時間的余裕を持って提出するという。具体的な時期につきましては、事務局と詰めていただく。実際に私どもが具体的な評価依頼を受けてから、やはりいろんなことをやっておかないといけませんので、これはこの前も申し上げましたが、そういうところの時間的な余裕を持って事務局と詰め合わせてくださいという了解の下に、こちらが出した意見はお答えいただいたということで了承するということがよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、リスク評価依頼計画につきましては、今、言いましたように条件付きでよろしく願いしますと、了承するというにさせていただきます。

今回の調査審議では、リスク評価依頼計画以外の部分について委員の方より御意見をいただきました。

厚生労働省におきましては、今後ポジティブリスト制度を導入するに当たり、これらの意見を十分反映していただければありがたいと思います。やはりまだ国民の皆さんはわか

らないところがあると思いますので、ポジティブリストの制度のことに関するリスクコミュニケーションとか、あるいは情報をきちっと流していただくとか、これは管理する厚生労働省の問題でございますけれども、検疫をやるところとかそういうところにも情報をきちっとお流しくださるようお願いいたします。

それでは、ポジティブリスト制度の導入に当たりまして、本年4月に食品安全委員会が行った意見に対する厚生労働省の対応についての調査審議は終わりいたします。

次にポジティブリスト制度の導入につきまして、関係する告示が11月下旬に公布されることになっていますが、その公示案につきまして厚生労働省より報告があります。それでは続きまして、厚生労働省の伏見基準審査課長よりようお願いいたします。

○伏見基準審査課長　どうもありがとうございます。

それでは、資料2-3に沿って御説明をさせていただきます。「ポジティブリスト制度関係の告示案について」ということでございます。

今のところの予定といたしましては、11月29日に告示をさせていただくということで準備を進めております。したがって、告示そのものをこの場でお示しすることはできないわけでございますけれども、本日はこういった形で告示がなされるという概要を本当に簡単ではございますけれども、御紹介させていただければと思っております。

資料2-3でございますけれども、そこにⅠ、Ⅱ、Ⅲと3つございます。要するに告示としては3本告示が行われます。

1つは一番上でございます「いわゆる一律基準について」ということでございまして、告示の案文としては、そこに書いてありますように「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01 ppmとする」。文章としてはこれだけの非常にシンプルな告示になるかと思えます。

2番目の「いわゆる対象外物質について」ということでございますけれども、これはポジティブリスト制度の例外として人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして、厚生労働大臣が定める物質ということでございます。

告示の案文としましては、そこにありますように「食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする」ということで、1～65まで物質名を列挙させていただきます。具体的な物質名に関しましては、資料2-1の後ろの8ページ、9ページ、10ページに65の物質がございますけれども、告示の上では物質名だけが記載されるということになります。

3 番目でございますけれども「いわゆる一律基準による規制の例外」というタイトルになっておりますけれども、これがいわゆるこれまでお話をさせてきていただきました暫定基準に関わる部分でございます。これにつきましては、そこでございますように「食品衛生法第 11 条 1 項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示 370 号)」でございますけれども、370 号告示を改正するという格好で今回暫定基準値等を告示させていただくということになります。

告示の内容を以下簡単に説明させていただきますが、そこでございますように暫定基準値だけではなくて、一般則のような形で文章が前半出ております。

1 つ目は「抗生物質、抗菌性物質の取扱い」ということで「食品は、抗生物質又は化学合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反應を起こさせて得られた物質をいう。以下同じ。）たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない」ということで、（１）が食品衛生法の規定により厚生大臣が定める添加物と同一である場合ということでございます、食品添加物が抗生物質と同一物質であるような場合ということでございます。

ポジティブリストとは直接関係ないわけでございますけれども（２）といたしまして、当該物質について５、６、７、８、９において成分規格が定められている場合ということで、これは今回のポジティブリスト制度によりまして、抗生物質、抗菌性物質で、ある特定の作物などに対して具体的な基準値を置いた場合というのが該当してきます。

（３）といたしまして、当該食品が５、６、７、８または９において定める成分規格に適合する食品を原材料として製造され、または加工されたものである場合。ですから、ある抗生物質を基準値以内で含有している食品を原材料として使った加工食品は、当然その抗生物質を含有しているわけでございますけれども、そういった場合は例外とするということでございます。

次のページを御覧いただきまして、２～４は現行の３～５と同じということで、略しております。具体的には組換えＤＮＡ技術を使った食品の安全性確認をしないとイケないとか、そういったようなことが記載されております。ここは今回触っておりません。

５番は「全ての食品について『不検出』とされる農薬等」ということでございまして、ちょっと告示の文章で読みづらうございますけれども、簡単に言いますと「５（１）の表に掲げる農薬等」というのがありまして、その後ずっと７行ぐらい括弧がありまして、右下の方にいきますと「～は、食品に含有されるものであってはならない」とあります。「（１）の表に掲げる農薬等は、食品に含有されるものであってはならない」ということで（１）

の表として、これまで御紹介してきました 15 の不検出の物質を列挙する。

(2) の表としては、食品を検査する場合にどういう部位を検査するのかということでございます。(2) に関しましては、具体的なイメージといたしましては、一番後ろのページを御覧いただきたいんですけども、分析する際の検体をどのようにとるかということで、これは例示ということで、直接不検出の物質と同じかどうかはあれですけども、例えば 5 ページの一番上に「かぶ類の根及びだいこん類の根」というところがございますと、検体の調製の仕方が書いてございます。こういったそれぞれの食品に関して、こういう検体で検査をしてくださいということを個別にお示ししております。

2 ページに戻っていただきまして、6 番でございます。6 番は「現行の残留基準」でございます。今回の 41 の農薬等に関しましては、暫定基準等を追加したりしておりませんので、現行のままでございますけれども、そのものがここに残ってまいります。

7 番目が今回の 758 の農薬等に関して定めました暫定基準でございます。ここも若干文章が読みにくうございますけれども「(1) の表の第 1 欄に掲げる農薬等の成分である物質は」ということで続いております。

具体的にはこれも 4 ページを御覧いただければイメージしていただけるかと思っておりますけれども「第 1 欄」というのが一番左です。この場合、これは現行基準でございますけれども、ここに暫定基準を置いた農薬名が入ります。「クロフェンテジン」となっているところが何かしかるべき農薬名になって、基準が置かれている作物が「第 2 欄」ということで、ずっと列挙されて、基準値というのが「第 3 欄」に具体的に掲げられるということになっております。

同じく 2 ページから 3 ページ目でございますけれども、(1) (2) (3) とありますが(2) に関しましては検体ということで、これは先ほどと同じような表が添付されます。

(3) ~ (8) ということで、農薬全体としては不検出ではございませんけれども、その中で個別の食品に関して不検出という基準が置かれているものにつきまして、検査法をお示しするというようになっております。

8 番目でございますけれども、個別の成分規格が定められていない場合。すなわち一律基準が適用されるようなケースでございますけれども、そういった場合で農薬等の成分である物質が自然に食品に含まれる物質と同一であるとき、当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならないということでございます。そもそも食品に本来含まれているものと同じものが農薬等あるいは動物用医薬品として使われるようなケースにあっては、個別に判断をしないといけないという規定でござ

ざいます。

9 番目は「加工食品等に係る残留基準」ということでございまして、9 番目は加工食品の中でも、要するに今回基準値を設けた加工食品でございます。

実際には加工食品といっても種々雑多なケースがございまして、加工食品としての基準が設けられていないケースに関する規定が 10 番でございまして、そこをちょっと御説明いたします。「6 又は 9 に定めるもののほか、6 から 9 までにおいて成分規格が定められている食品を原材料として製造され、又は加工される食品については、当該製造され、又は加工される食品の原材料たる食品が、それぞれ 6 から 9 までに定める成分規格に適合するものでなくてはならない」ということでございます。

したがいまして、加工食品の適合性の判断ということでございますけれども、加工食品としての基準が置かれていないものに関しましては、加工食品を製造するための個々の原材料がそれぞれ基準値に適合していれば、加工食品も適合するものとみなすといった考え方をお示ししております。

ちょっと説明が早かったかもしれませんが、今こういった形での告示案を来週出させていただく方向で作業を進めております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございます。

大変難しくてちょっとわかりにくいところがありましたけれども、告示案そのものは厚生労働省がリスク管理機関として、自らの責任として行うものであり食品安全委員会といたしましては、これまで導入の方針について説明を受け審議をしてきたわけです。これが来週告示されるとの報告をいただきました。今後また食品安全委員会は、個々の物質ごとの A D I を含め評価していくことになりますので、そのような観点からただいまの説明につきまして、何か御質問などありましたらお願いいたします。

これは案の状態ですけれども、法律的な文章というのは難しいんですね。これは大変ですね。

○中村委員 ひな形があるんですかね。

○寺田委員長 あるんですかね。

○中村委員 普通の人は考えられないですね。

○寺田委員長 例えば、2 行の間に当該当該がいろいろとあるから、どれがどうなっているのかさっぱりわけがわからなくなってしまう。

どうも失礼いたしました。

何かありませんか。

今後は、本告示案に基づいてポジティブリスト制度の導入が行われることになると思いますが、円滑な導入のために分析法の開発、リスクコミュニケーションの推進等に引き続き留意していただきたいと思います。特に私どもにはちょっとわからないものがいっぱいありましたので、リスクコミュニケーションに関しては、一般の方あるいはこれを専門にされる方には、わかりやすい形で是非よろしくお願いしたいと思います。

また、暫定基準等の食品健康影響評価につきましても、極めて大きな作業が伴うものであり、評価依頼をする物質の特定や評価資料の準備を大変でしょうけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

本告示案につきましては、実際にまた告示されましたら結果報告をお願いいたします。そのときには、私も含めまして、よくリスクコミュニケーションをしていただいて、理解できるようにしたいと思います。本当になかなか難しいですね。大事なことなので理解をしなければいけないんですけれども、少なくとも私にはこの文章のままでは大変わかりにくいです。これはしょうがないところがあるんでしょうけれどもね。

それでは、以上でポジティブリスト制度の導入につきましての議事を終わります。どうもありがとうございました。

○伏見基準審査課長 どうもありがとうございました。

○寺田委員長 どうも御苦労様です。

それでは、次に「食品安全モニターからの報告（平成 17 年 10 月分）について」事務局から報告をお願いいたします。

○吉岡勸告広報課長 それでは、資料 3 に基づきまして御説明をさせていただきます。

食品安全モニターからの 17 年 10 月分の報告でございますが、46 件の報告がございました。内容でございますが、BSE 関係が 17 件、農薬関係が 8 件でございます。

それでは、当委員会関係を中心に内容について御説明させていただきます。

まず 2 ページでございます。「食品安全委員会活動一般関係」でございます。

「食品安全委員会のメンバーについて」。消費者代表を加入させよという声があるが、評価系の専門調査会においては一般消費者を加えることは不必要であり、現状のメンバーでいいと思うという御意見でございます。

これに対するコメントでございますが食品安全委員会の下には企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会に加え、添加物、農薬、微生物といった危害要因ごとにリスク評価を行う 13 の専門調査会が設置されております。

御指摘のとおり、これら 13 の専門調査会は、科学的知見に基づきリスク評価を行う必要があるため、科学者によって構成されています。

他方企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会については、国民の幅広い御意見を食品安全委員会の運営計画やリスクコミュニケーションの実施などにも反映する観点から、科学者のほか、食品関連事業者、農業者、消費者団体の代表、マスコミ関係者などさまざまな立場の専門委員で構成されているほか、専門委員の一部について公募を行っていますとのコメントを御用意しております。

次に「ＢＳＥ関係」でございます。

まず「米国産・カナダ産牛肉輸入再開に関して」の御意見が 13 件でございます。

これにつきましては 4 ページございますが、当委員会からのコメントといたしまして、本年 5 月 24 日にリスク評価の要請を受けて以降のプリオン専門調査会における審議の経過、そして評価結果案について御紹介をしております。現在この評価結果案につきましては、広く国民から意見・情報の募集を 11 月 29 日まで行っておるところでございます。今後いただいた意見・情報については、新たな科学的知見かどうか確認した後食品安全委員会において審議し、その結果をリスク管理機関に対し答申することとなります。

また「輸出プログラムについて」は、輸入再開の是非についてはリスク管理機関に通知される答申内容によることとなりますが、輸入が再開される場合には、監視体制の整備等を含め、日本向け輸出プログラムの遵守状況についてリスク管理機関が責任を持つものと考えておりプリオン専門調査会においても必要に応じ報告を受けることとしています。

また「リスクコミュニケーション」に関しては、評価結果案についてポイントの解説を作成し、ホームページに掲載するとともに、11 月 14 日～22 日まで全国 7 か所において意見交換会を開催したというコメントでございます。

次に 6 ページでございます。「国内ＢＳＥと代用乳の関与について」。国内ＢＳＥと代用乳について更に調査することは考えられるのでしょうか。

これに対するコメントでございますが、御指摘の代用乳を始めとした牛由来の肉骨粉や動物性油脂のＢＳＥリスクについては、これまでのプリオン専門調査会において調査審議が行われ、その結果、現在、意見・情報の募集を行っている米国・カナダ産牛肉等の食品健康影響評価結果案がとりまとめられました。

食品安全委員会としては、今後新たな科学的な知見等がある場合に、必要に応じ調査審議を行うことになると考えますとのコメントでございます。

続きまして、米国産牛肉輸入再開に関しまして、外食、加工品に含まれる原産地表示を

求める御意見でございます。

8 ページにまいりまして「鳥インフルエンザ関係」。ワクチンを予防対策として使用できないかという御意見。

9 ページでございますが「食品添加物関係」で亜硝酸ナトリウムの使用をなぜ認めているのかという御質問でございます。

また 10 ページから 13 ページでございますが「農薬関係」の御意見でございます。

13 ページは「微生物・ウイルス関係」でございます。「養殖場由来の薬剤耐性菌と人の健康への不安」ということで、養殖魚介類に付着した食品媒介性の薬剤耐性菌が、人の健康を害するリスクにも評価をお願いしたいという御意見でございます。

これにつきましては、当委員会からのコメントでございますが食品安全委員会では、農林水産省からのリスク評価の要請を受け、家畜等への抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針をとりまとめたということを御紹介させていただいております。

今後は、農林水産省から提出される資料等に基づき、指針に従ってリスク評価を実施する予定でございます。

14 ページが「自然毒・かび毒関係」。

15 ページが「遺伝子組換え食品関係」の御意見でございます。

また 16 ページは「新開発食品関係」でございますが「大豆たん白食品は安全か」と。イソフラボンの過剰摂取が懸念され、体内の消化吸收の解明と安全性の確認が望まれるとの御意見でございます。

これにつきましてはの当委員会からのコメントでございます。

この問題につきましては、現在大豆に含まれるイソフラボンの安全性について新開発食品専門調査会で調査審議を行っておりまして、現時点で入手できる科学的知見等から大豆イソフラボンの摂取量と人の健康影響の関係について、最も低用量で作用が認められるエストロゲン様作用の評価を中心に検討が進められており、この中で安全性の確認がなされる予定だというコメントでございます。

17 ページが「食品衛生管理関係」。

18 ページが「食品表示関係」。

そして 19 ページから「その他」の御意見でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、御意見あるいは質問あるいは感想でも結構ですが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

どうも御苦労様です。これはモニターの方からいろいろと御意見をいただいて、本当にありがたいと思っています。この場をかりてお礼を言っておきたいと思います。

それでは、あとは議事ございますか。

○ 小木津総務課長 ございません。

○ 寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。

以上をもちまして食品安全委員会 121 回の会合を終わります。

次回の委員会につきましては、12 月 1 日木曜日 14 時から開催いたしますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。